

【令和7年3月24日公布 令和7年三浦市条例第20号】

三浦市油壺駐車場条例の一部を改正する条例

三浦市油壺駐車場条例（平成17年三浦市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

期間	自動車等の種別	利用料金の上限額
1月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日まで	大型自動車 中型自動車 準中型自動車 大型特殊自動車	1日1回につき 1,100円
	普通自動車 小型特殊自動車	1日1回につき 600円
	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車 軽車両	1日1回につき 300円
7月1日から9月30日まで	大型自動車 中型自動車 準中型自動車 大型特殊自動車	1日1回につき 2,500円
	普通自動車 小型特殊自動車	1日1回につき 1,000円
	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車 軽車両	1日1回につき 500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 三浦市油壺駐車場条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、施

行日前においても、施行日以後の三浦市油壺駐車場の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の三浦市油壺駐車場条例の規定の例により同条例の規定に基づく市長の承認を得ることができる。